

2 国家公務員 4年連続で給与の引き上げを勧告 ——人事院

68

人事院（一宮なほみ総裁）は8月8日、今年度の国家公務員の給与改定について、国会と内閣に対して勧告した。勧告は、民間給与が国家公務員給与を0.15%上回る結果となったとして、同較差分を解消するための俸給表の水準の引き上げを求めた。給与の引き上げ勧告は4年連続。勧告はまた、ボーナスの0.1月分の引き上げも盛り込んだ。

民間が公務を631円上回る

人事院が国家公務員と民間（約53万人対象）の4月分の給与を調査し、比較したところ、民間給与が公務の給与を平均631円（0.15%）上回った。そこで、勧告は、同較差を埋めるため、国家公務員の俸給表の水準を引き上げるとした。

ただし、631円の改定原資の内訳を見ると、純粋に俸給の引き上げ分となるのはそのうち456円で、119円は本府省の課長補佐、係長、係員を対象に支給されている「本府省業務調整手当」の引き上げ（係長と係員のみ）に使われ、56円が俸給等の改定に伴い手当額が増減する分である「はね返し分」に回る。

具体的な改定方法については、行政職俸給表（一）について、総合職試験、一般職試験（大卒程度と高卒程度の両方）採用職員の初任給を1,000円引き上げる。若年層についても同程度の改定を行う。それ以外の層については、400円の引き上げを基本に改定としている（平均改定率は0.2%）。今年の4月1日に溯って実施する。

本府省業務調整手当の引き上げは、

係長級の支給額を900円、係員級の支給額を600円引き上げる。

給与ではこのほか、国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、医師の処遇を確保する観点から所要の改定を行うとした。

ボーナスである特別給に関しては、年間支給月数を現行から0.1カ月分引き上げて4.40カ月とする。ただし、「勤務実績に応じた給与を推進」するとして、引き上げ分は、業績評価結果が反映される「勤勉手当」部分にすべて配分する。

来年4月から若年層の昇給を回復

国家公務員の給与では、地域間や世代間の給与配分の見直しなどを行うため、2015年4月から「給与制度の総合的見直し」を実施している。具体的には、俸給表の水準を下げる一方で、それによって生まれた原資を用いて諸手当の見直しを段階的に実施している。2018年4月1日に全ての措置が完了するスケジュールとなっている。

本府省業務調整手当については今回の勧告でも引き上げが行われることになるが、2018年4月1日から、係長級は基準となる俸給月額6%相当額に、係員級は同4%相当額にそれぞれ引き上げる。

また、本府省業務調整手当の改定をもって、当初予定していた措置が全て実施されることになるため、それに伴い生じた原資の残余分を使って、若年層を中心に2015年1月1日に抑制した昇給の回復を行う。具体的には、2018年4月1日に37歳に満たない職員の号俸を1号俸分上げる。

定年引き上げについて「鋭意検討」

一方、勧告と同時に発表した「公務員人事管理に関する報告」は、高齢層職員の雇用などについて、2017年度再任用職員（定年後の再雇用職員）の数が2013年度と比べて倍増（6,864人→1万2,634人）しているとともに、民間と異なりフルタイムではなく短時間勤務者が約83%を占めていることや、再任用時のポストを見ると、定年前よりも下位の官職で任用されている職員が多いことを指摘しながら、「このような再任用の運用では、今後再任用職員の増加が見込まれる中で公務能力の低下が危惧されるほか、職員の士気の低下、生活に必要な収入が得られないなどの問題が深刻化するおそれがある」と強調。人事院として、定年の引き上げに向けて論点整理を行うなど鋭意検討していくとしている。

人事院勧告に対する労働界の反応を見ると、連合は月例給の引き上げについて「今次春季生活闘争において、継続した賃金改善の重要性を訴えてきた連合の取り組みの成果であると評価する。政府には、本勧告どおりの早期完全実施を求める」（逢見直人事務局長談話）とし、地方でも同様の引き上げ勧告が行われることを求めた。

全労連は、「公務と民間労組が一体となってねばり強くたたかったことの一定の反映」（橋口紀塩事務局長代行談話）と評価しつつも、生活改善には不十分と主張している。

（調査部）